

 水道ホットニュース	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrhot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	---

欧州における上下水道会社の動向（2007年）

（はじめに）

水道ホットニュース第95—2号「中南米における水道事業民営化のその後」で紹介したように、英国のグリニッジ大学ビジネススクール・公共サービス国際研究ユニット（PSIRU：Public Services International Research Unit）（参考1参照）は、国際公務労連（PSI：Public Services International）（参考2参照）などからの委託により、上下水道、電力、廃棄物処理など、公共・公益事業に関する世界各国の民営化等の状況について報告書を取りまとめており、これらはインターネットを通じてみることができます。

これらの報告書の中で、最近出された水道事業に関するものとしては、次のものがあります。

- * [Water privatisation and restructuring in Latin America, 2007 September 2007](#)
- * [Water companies in Europe 2007 April 2007](#)
- * [Water as a Public Service January 2007](#)

ここでは、その中から「Water companies in Europe 2007（2007年4月）」の概要を紹介することとします。当該報告書は「欧州公務労連（EPSU：the European Federation of Public Service Unions）」（参考3参照）からの委託によるものであり、インターネット掲載から約1年経過していますが、欧州における上下水道会社の動向を知るうえで興味ある内容であると思われます。

なお、以下に紹介する内容は報告書の抜粋又は概要であり、また、和訳は仮訳であることをお断りするとともに、もし、仮訳に誤りがあればご指摘いただければ幸いです。詳細に関心のある方は、原典（英文）を参照していただくようお願いします。

（参考1）グリニッジ大学ビジネススクール公共サービス国際研究ユニット（PSIRU）について

<http://www.psiru.org/#PSIRU>

（参考2）国際公務労連（PSI）について

http://www.psi-jc.jp/psi.htm#_2

（参考3）欧州公務労連（EPSU）について

<http://www.epsu.org/>

1. 多国籍企業グループの撤退

欧州における水部門は、フランスの「Suez (Aguas de Barcelona を含む。)」及び「Veolia」が優位を占めている。

Veolia が英国の上下水道会社である「Southern Water」を売却する一方、Suez は (Aguas Barcelona による) 「Bristol Water」の取得を通じて英国での存在を高めている。また、Veolia はスロバキアに展開を図っている。

2002 年以降、(Suez 及び Veolia 以外の) 他の多国籍企業の多くは水部門の縮小などを考えており、この傾向は、欧州のみならず、世界的にみられる。

水部門以外が中心のグループは、水関係の持ち株を完全に売却している。これらのグループには、「Vechtel (米国)」、「Bouygues (フランス)」、「E.on (ドイツ)」、「RWE (ドイツ) 一部分的」及び「Vivendi (フランス) ー Veolia の分離を通じてー」がある。

Suez 及び Veolia は別として、他の上下水道専門会社は海外部門を売却している。

英国の民営水道会社である「Anglian Water、Severn Trent、Thames」及び「Vitens (オランダ)」は、海外部門を既に売却するか、撤退又は縮小を検討している。

「SAUR (フランス)、United Utilities (英国)、Berlinwasser (ドイツ) 及び Gelsenwasser (ドイツ)」は、国際的な活動を縮小しているが、欧州においては、広くその存在を維持している。

これらの動きの例外としては、スペインのグループである「FCC」がある。FCC は、2006 年、水部門をスペイン以外に拡大することを決定し、チェコ共和国の水道会社を買収している。また、スペインの他の建設グループが水部門に参入しているが、これまでのところ、スペイン、ポルトガル及びブラジルのみである。

「SAUR (最大の株主は、フランス預金供託公庫：CDC)」(参考4参照) は、ポーランド及びスペインと同様に、フランスにおいても依然として主要な事業者となっている。

「United Utilities」は、英国から唯一国際展開しているグループであり、東欧で2つの契約を有している。

(参考4) フランス預金供託公庫 (CDC) について

フランス預金供託公庫 (CDC : Caisse des Dépôts et Consignations) は、いわゆる「国有」「国営」というわけでもない。預金供託公庫の設立経緯は、ナポレオン・ボナパルトが政権末期に軍資金調達を目的として貯蓄金庫を設置したことに由来する。王政復古後、国 (政府) がふたたび庶民の貯蓄に手をつけることを避けるため、1816 年に設置されたのが預金供託公庫である。

預金供託公庫は、所有者に該当するものはない (資本は準備金のみ)。公庫の総裁は、大統領勅令により5年の任期で任命され、再任が可能である。

(出典) <http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2003/20031209.pdf>

2. 欧州労使協議会（EWCs）指令の対象企業

「欧州労使協議会指令（The EWCs directive）」（参考5参照）の対象となる企業の数、減っている。

（参考5）欧州労使協議会指令

共同体規模の企業又は企業グループにおける従業員への情報開示と協議を目的とする欧州労使協議会指令は、1994年9月22日に閣僚理事会で採択され、対象国内に少なくとも1,000人以上の従業員を雇用し、かつ2カ国以上にそれぞれ150人以上を雇用する企業又は企業グループの従業員は、経営者から一定の情報公開及び協議を受ける権利を付与されることとなった。

表1及び表2は、現在の対象企業を示したものである。

表1 欧州労使協議会指令の対象企業

グループ名	母国	上下水道事業を行っている国名
FCC/Aqualia	スペイン	スペイン、チェコ共和国、イタリア、ポルトガル
Sacyr Vallehermosa/Valoriza	スペイン	スペイン、ポルトガル
Veolia	フランス	チェコ共和国、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ルーマニア、スロバキア、英国
Suez	フランス	チェコ共和国、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ルーマニア、スロバキア、スペイン、英国
SAUR	フランス	フランス、スペイン、ポーランド
United Utilities	英国	英国、エストニア、ブルガリア、ポーランド
Gelsenwasser	ドイツ	ドイツ、ハンガリー、ポーランド

表2 上下水道事業以外で欧州労使協議会指令の対象となっている企業(2007年)

グループ名	母国	他の部門
RWE	ドイツ	エネルギー
EVN	オーストリア	エネルギー
Macquarie (Thames Water)	オーストラリア	多様

3. マネージメント契約及びBOT契約

Veolia及びFCCを除いたほとんどの企業は、欧州及び開発途上国において、投資と長期の関わりを必要とする「コンセッション又はリース（concessions or leases）」を避けるという共通の戦略を有している。その一方で、短期のマネージメント契約（参考6参照）やアドバイザー契約、BOT方式による水処理施設を好むようになってきている。しかし、Suez、Veolia及びFCCは、いくつかのケースにおいては、依然として、欧州及び北米でのコンセッションなどを望んでいる。その例としては、Suez-AgbarによるBristol Waterの所有、Veoliaによるチェコ共和国及びスロバキアにおける新たなコンセッション、FCCによるチェコ共和国での所有がある。

マネージメント契約は、開発途上国や体制移行国（transition countries）において最も一般的となっている。これらの契約は2～5年間の短期であり、さらには、通常、従業員の多国籍企業への転任を必要としない。

水処理施設のBOT契約は、通常、20～30年の長期間となり、多国籍企業による従業員の直接雇用も必要となる。しかし、その数は少なく、特定の施設の維持管理に必要な従業員のみである。

（参考6）マネージメント契約について：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/5/siryou16.pdf>

4. フランス：上下水道会社の一部国有化

2007年4月、「SAUR」は、非上場株式会社である「PAI」からフランス預金供託公庫（CDC）が率いるコンソーシアムに売却され（参考7参照）、事実上、「SAUR」が部分的に国有化されたこととなる。これは、フランスの企業が外国企業に乗っ取られることを防止するために行われたものである。

これは、主要企業を海外支配から保護するというフランスの戦略のひとつであり、同様のプロセスは、フランスの上下水道事業会社である Suez 及び Veolia についても行われる可能性がある。

例えば、Veolia は既に非上場株式のターゲットとなる可能性があると言われており、フランスに対して同様の課題を投げかけている。そして、フランス預金供託公庫（CDC）は既に Veolia の筆頭株主となっている。

2007年現在、Suez はフランスガス公社との合併話が浮上しており、合併後における水部門の動向は不透明である。（参考8参照）

（参考7）http://www.paipartners.com/PDF/Saur_190307_UK.pdf

（参考8）フランスガス公社と Suez の合併を巡る情報

http://fxthegate.com/2008/03/73_11.html

<http://www.news.janjan.jp/world/0709/0709232833/1.php>

5. 英国の上下水道会社

英国（イングランド及びウェールズ）における民営上下水道会社の所有形態は、過去5年間ににおいて大きく変化しており、資本投資家の役割の増大に伴って様々なパターンを示している。

これは、「エクイティファイナンス（新株発行のように株主資本の増加をもたらす資金調達）」が撤退し、「デットファイナンス（銀行借入のように他人資本が増加し、返済期限の定められた資金調達）」に置き換わることに伴うものである。

イングランド及びウェールズにおける上下水道会社の所有形態（2007年3月現在）は、表3に示すとおりである。

この表3の上段部分の大規模上下水道会社10社のうち、5社は依然として株式上場企業（SEC: stock exchange quoted）のままであるが、（残り5社のうち）3社は既に株式非上場企業（PE: private equity）又はファイナンシャルグループの所有となっている。

表3 英国（イングランド及びウェールズ）の上下水道会社の所有形態（2007年3月）

社名	所有者	国籍	所有形態
Anglian Water	Osprey/AWG	英国	株式非上場企業
Northumbrian Water		英国	(英国)株式上場企業
North West Water	United Utilities	英国	(英国)株式上場企業
Severn Trent Water	Severn Trent	英国	(英国)株式上場企業
Southern Water	Royal Bank of Scotland	英国	株式非上場企業
South West Water	Penon Group	英国	(英国)株式上場企業
Thames Water	Macquarie	オーストラリア	株式非上場企業
Welsh Water	Glas Cymru	英国	非営利企業
Wessex Water	YTL	マレーシア	多国籍企業
Yorkshire Water	Kelda	英国	(英国)株式上場企業

Bournemouth and West Hampshire Water	Biwater	英国	私企業
Bristol Water	Agbar/Suez	スペイン/フランス	多国籍企業
Cambridge Water	Cheung Kong Infrastructure	香港	多国籍企業
Cholderton Water	Cholderton Estate	英国	私企業
Dee Valley	-	英国	(英国)株式上場企業
Folkestone and Dover	Veolia	フランス	多国籍企業
Mid Kent Water	UTA and HDF	オーストラリア	株式非上場企業
Portsmouth Water	South Downs Capital	英国	株式非上場企業
South East Water	UTA and HDF	オーストラリア	株式非上場企業
South Staffordshire Water	Arcapita Bank	バーレーン	株式非上場企業
Sutton & East Surrey Water	Aqueduct Capital	ドイツ	株式非上場企業
Tendring Hundred	Veolia	フランス	多国籍企業
Three Valleys	Veolia	フランス	多国籍企業

(注) 所有形態：(英国) 株式上場企業＝stock exchange quoted(UK)

多国籍企業＝multinational

株式非上場企業＝private equity

非営利企業＝not-for-profit company

私企業＝privately owned company

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

〃 調査事業部研究員 小宮山 徹

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。